

# 会告

## 定款改正の認可について

4月22日の総会で、承認された定款改正が6月30日付けで、文部省の認可が得られました。実施は、平成12年度からになります。

主たる改正点は、正会員の会費が年額14,400円（現在12,000円）、入会金が1,500円（現行1,200円）となること、総会の成立要件が過半数以上の出席となること（現行3分の1以上）です。

具体的には、次の通りです。下線が改正された箇所です。

### 会費関係

定款では、別に定める金額となり、具体的金額は細則で表示されることとなる。

細則第1条 会員・入会金および会費

2 正会員、学生会員の入会金は次の通りとする。

正会員 1,500円 学生会員 600円

3 会員の会費年額は定款第6条の種別により次の通りとする。

正会員 14,400円

学生会員 5,000円

賛助会員一口A種 95,000円

B種 48,000円

なお、正会員のうち、論文誌なしの会員は平成12年度から12,400円となります（現行10,400円）

また、正会員のうち、以下に該当する会員は永年会員とします。

30年以上正会員を継続し、70歳以上である者。なお、永年会員は申出に基づき、理事会の承認により会費を半額にできる。

### 総会関係

定款31条

総会は会員現在数の過半数以上出席しなければ、その議事を開き、議決できない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

### 附則 追加

7) 本定款は、文部大臣の認可のあった（平成11年6月30日）から施行し、平成12年度から適用する。

庶務理事 中野一夫  
新村秀一